

## 「大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正(案)について、次のとおり府民からご意見を募集し、これに対する大阪府の基本的な考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

募集期間:令和元年10月2日(水曜日)から令和元年10月31日(木曜日)

募集方法:電子申請・郵送・ファクシミリ

募集結果:5名(団体含む。)から、5件の意見提出がありました(うち意見の公表を望まないもの1件)。

※この他、本指針とは関係のないご意見については省略させていただきます。

※個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。

No.	意見	大阪府の考え方
1	大阪にカジノを誘致する必要は無く、そのためにバリアフリー化するのは本末転倒。バリアフリーはいつでも大切なので、大阪万博やカジノと絡めての条例改正には反対です。 もちろんカジノにも反対です。	条例改正は、大阪・関西万博の開催や超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、より多くの人がホテル又は旅館を利用しやすいよう、更なるバリアフリー化を図るために行うものです。
2	・「規定整備の概要」表中に 1-1. UD ルーム 1 基準 3 浴室等の戸の幅 70cm 以上、 1-2. UD ルーム 2 基準 5 浴室等の戸の幅 75cm 以上、とあります。 この”戸の幅”とは、”出入口の幅”と同じく有効幅員を表しているのでしょうか？ それとも”戸”本体、障子の外寸を表しているのでしょうか？ ”出入口の幅”と異なる表記であることで、仮に、建築設計者や、ドアメーカー／浴室メーカー設計者が後者であると認識した場合は、有効幅員が示された基準値を下回ってしまうことが予想されます。 有効幅員を表しているのであれば、客室の出入口と同じ”出入口の幅”という表記としていただけだと、こうした取違いは防げると思われますが、いかがでしょうか。	車椅子使用者用客室以外の客室(一般客室)に係るバリアフリー基準の設定において、客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、UD ルーム I 基準では 70cm 以上、UD ルーム II 基準では 75cm 以上とする規定を義務付けるものです。 参考資料の規定整備の概要における浴室等の戸の幅は、浴室等の出入口の幅と同じで、有効幅員と考えています。 なお、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン等で有効幅員の考え方について示してまいります。

3	<p>今回の府まちづくり条例のホテル基準改定は、これまで規定されていなかつた全客室を対象としたもので、今後、大阪府のホテルバリアフリー化が推進が期待できるもので大変評価していますが、対象が新築・増築で 1000 平米もしくは 50 室以上である(既存ホテルは努力義務)となっているため、どの程度の割合が今後バリアフリー化していくのかは、あくまでの過去のデータによる見込み量となっています。自然増を期待するだけでなく、一定の期間をあらかじめ設定した上で、条例改正の効果を検証する必要があります。</p> <p>今回の条例改正する基準を決める判断基準となった「見込み量(今回の条例改正でバリアフリー化されると見込んだ客室数)」が実際にどのような推移となるか、その効果をしっかりと検証し、必要に応じ、見直しを実施することを条例に明記する必要があると思います。</p>	<p>今回の改正において見直し規定はありませんが、社会情勢の変化等に応じて、条例を見直すことは必要と考えています。</p> <p>今後、必要に応じ、適切に対応してまいります。</p>
4	<p>改正案では、既存ホテル等の改修は「努力義務」にもなっていないことが問題だと思います。</p> <p>「努力義務」とした上で、既存ホテルにも改修計画の有無や、改修計画内容を明らかにさせるよう、条例に明記して頂きたい。</p>	<p>既存のホテル等には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 5 項により努力義務が適用されますので、今回の条例についても適用されます。</p> <p>バリアフリー情報の公表については、高齢者や障がい者等の利用者が、事前にホテル又は旅館等のバリアフリー情報を確認し、選択できることを目的に、ホテル又は旅館等を新設する者にバリアフリー情報の公表を義務付け、既設等営業者に努力義務を定めるものです。</p> <p>既存ホテルの改修については、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインに改修事例等を明記するとともに、説明会を実施すること等により、既設等営業者に働きかけてまいります。</p>